

令和4年度 第5回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 9月2日（金）			
開 催 場 所	役場第一会議室			
開 催 日 時	令和4年 9月2日 午後 2時 19分 開 会			
	令和4年 9月2日 午後 3時 47分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	5 番	大城 司
	2 番	平安山 良也	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘		
欠 席 委 員 番 号	8 番	仲宗根 和盛		
議事録署名委員	2 番	平安山 良也	3 番	與那嶺 清

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第5回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 8番 仲宗根 和盛（なかそね かずもり）委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香（たいら りんか）さん、議事録署名委員には、2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員、3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和4年度市町村農業委員等の公務災害補償制度加入申込みについて 報告3 農地転用許可不要届出について
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第24号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第25号 非農地証明願いについて 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第27号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について 以上です。 本日の提案された議案第23号から第27号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが2件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 2 時 2 4 分 再開 午後 2 時 3 0 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、2 ページから 3 ページにあります【別添】「3 条調査書」及び当該地元委員による申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 4 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 4 号「農用地利用集積計画の意見決

	定について」説明いたします。お手元の資料 4 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 5 ページから 7 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 7 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 7 名です。 設定筆数は計 41 筆、合計面積 40,032 m²。使用貸借が 22 筆、賃貸借 19 筆となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 (議案書に基づいて議案第 24 号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明) 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 24 号「農用地利用集積計画の意見決定について」5 ページの利用権設定等関係整理番号 2 番から 12 番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 24 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 2 番から 12 番については、今帰仁村が設定した下限面積 5,000 m²以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和 4 年 8 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、議案第 24 号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号 13 番から 20 番に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 24 号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係整理番号 13 番から 20 番については、今帰仁村が設定した下限面積 5,000 m²以上の農地を利用権設定する新規就農者で、令和 4 年 8 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、特に問題はないと思います。以上です。

議 長	ただ今、事務局、面接対応委員からの説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	今日は9月2日ですが、開始日はどうなるんですか。
事 務 局	開始日は本日9月2日とし、本人達に説明したいと思います。
委 員	本人達の申請に基づくものをこの場で勝手に変えてよいのか。
事 務 局	休憩をお願いします。
議 長	休憩します。
	休憩 午後 2 時 4 1 分 再開 午後 2 時 5 8 分
議 長	議案第24号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第24号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第25号「非農地証明願いについて」を議題とします。なお、本議案には1番 米須 清和(こめす きよかず)委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。米須 清和委員は退席をお願いします。 (米須 清和委員退席) 米須 清和委員が退席されましたので、議案第25号「非農地証明願いについて」事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第25号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の資料 8ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)

		以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。	
議	長	ただ今、説明がありました議案第25号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。	
委	員	議案説明の中で、定型文の「30年以上耕作が放棄され」とあったんですが、昨年きめた村取扱いでは、20年以上でも良いとされている。本土復帰前から宅地であったとか、定型文で説明するのでは無く具体的に非農地判断の根拠を示した方が良いのではないか。	
事	務	局	分かりました、検討していきます。
議	長	議案第25号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。	
		(異議なしの声あり)	
議	長	議案第25号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 議事が終了しましたので、米須 清和委員に対する議事参与の制限を解除いたします。 (米須 清和委員 着席) 続きまして議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。	
事	務	局	それでは、私のほうから議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 9ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第26号について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、事務局からの説明及び議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	

委 員	議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」令和 4 年 8 月 1 7 日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ特に問題はなく、やむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 2 7 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 2 7 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) ここで、資料確認のため、休憩をお願いします。
議 長	それでは資料確認のため、休憩します。
	休憩 午後 3 時 1 1 分 (資料確認及び議案第 2 7 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明) 再開 午後 3 時 1 4 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。さきほど事務局から説明がありました、議案第 2 7 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」質疑はございませんか。
	(質疑なし)

議	長	議案第 27 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 27 号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

--	--

[illegible]

